

税泉北第2937号

令和5年8月29日

自治労大阪府職員労働組合
税務支部泉北分会
分会長 山崎 健次 様

大阪府泉北府税事務所
所 長 長田



職場環境整備等の要求書に対する回答書

令和5年8月14日付けで要求のあった標記について、別紙のとおり回答します。

職場環境整備等の要求書に対する回答

R5.8.14 要求 R5.8.29 回答

要求項目	回答項目
<p>1 労使慣行に関すること。 (1) 労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。</p> <p>2 職場の環境要求に関すること。 (1) 税務手当について、給料の調整額に移行すること。 (2) 冷暖房運転、換気操作については、職員の健康管理に留意して行い、年間を通じて各階を適温に保つとともに、業務に支障がないよう弾力的に行うこと。また、故障等がないよう十分な点検及びダクトの清掃を計画的に行うこと。</p> <p>(3) 安全衛生委員会の機能をより強化・充実すること。</p> <p>(4) 職員の安全確保の観点から、公用車の使用にあたっては、運行に支障がないよう十分な点検整備を行うこと。</p>	<p>1 (1) 良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>2 (1) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 (2) 職員の健康管理に留意しながら弾力的に冷暖房運転等を行っているところであり、今後とも、快適な職場環境の保持のために努力してまいりたい。 定期的な保守点検により故障防止に努めているが、不具合が発生した場合は早期に対応してまいりたい。 ダクトの清掃について、今年度も吸込み口の清掃を行う予定である。 (3) 安全衛生委員会については、令和2年度から毎月開催しその内容を職員に情報提供するとともに、職員の意見を聴きながら講演会を開催するなど、委員会を通じて職員の健康と働きやすい職場環境づくりを進めてまいりたい。 (4) 公用車の整備に関しては、定期点検等を実施するとともに、日常点検についても職員の協力を得ながら行ってまいりたい。</p>

<p>(5) 庁舎設備について点検・整備・補修を行うこと。</p>	<p>(5) 庁舎設備については、定期的な点検・整備を実施するとともに、職員による日常的な点検・整備を行い、業務に支障のないように努めている。 その上で、必要な補修工事等については、税政課等と協議を行い、対応してまいりたい。</p>
-----------------------------------	--